

豊島区にて

ストーカー被害の方へ

一時宿泊費用助成始めます



犯罪被害者等支援
シンボルマーク
「ギュットちゃん」

<開始時期>
令和8年10月より

<対象者>

ストーカー被害に遭われた豊島区民で、警察署へ相談しておりかつ相手方へ書面警告もしくは禁止命令が出ている方（および同居の親族）

<助成対象>

当該ストーカー被害による危険回避のためホテル等へ一時宿泊をし、自己負担にて支払いをした費用（事後払い）

<助成額>

1人につき6泊以内、上限6万円まで

<申請期限>

書面警告、禁止命令が出た日から6か月以内

<申請方法>

事前に下記豊島区犯罪被害者等相談支援窓口へご連絡の上、下記書類をご持参ください。

- ・警視庁が発行する行政措置実施証明書
- ・被害に遭われたとき豊島区に住んでいたことを証明する書類
- ・一時宿泊費用の支払いをしたことがわかる領収書

お問い合わせ先
豊島区福祉総務課犯罪被害者等相談支援窓口
03-4566-2456（平日8:30～17:00）